この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日逓信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第 115条の 28 の安全航行設備の基準を定める告示(平成 16年 12月 23日 国土交通省告示第 1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成 14 年 6 月 25 日 国土交通省告示第 510 号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成 14 年 6 月 25 日 国土交通省告示第 511 号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示(平成 4 年 1 月 28 日運輸省告示第 52 号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第 288 条第 1 項の動力ビルジポンプを定める告示(平成 20 年 12 月 12 日国土交通省告示第 1459 号)

	前における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省台	告示第654号)	
条	船舶設備規程	告示	解説
	第3章 旅客ニ関スル設備		第3章 旅客ニ関スル設備
第97条	船舶ハ左表ノ区分ニ依リ其ノ搭載スル旅客(甲板旅客ヲ除ク)ニ対シ 同表ニ掲グル客席ヲ設クベシ		
	航行区域 航行予定時間 客席		
	遠洋 ― 寝台		
	近海 ― 寝台又ハ坐席		
	沿海及平水 2 4 時間以上 寝台又八坐席		
	1. 5時間以上24時間未 寝台、坐席又ハ椅子席 満		
	1.5時間未満 寝台、坐席、椅子席又ハ立席		
	2 沿海以下ノ航行区域ニシテ航行予定時間3時間未満ノ航路ニ於テ臨時		
	ニ搭載スル遊覧其ノ他ノ団体旅客ニ対スル客席ハ管海官庁ニ於テ差支ナ		
	シト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ全部又ハ一部ヲ立席ト為スコ トヲ得		
	3 前2項ノ規定ニ拘ラズ水中翼船ノ客席ハ寝台、座席及立席ト為スコト ヲ得ズ		
	4 第1項及第2項ノ規定ニ拘ラズ高速旅客船(左表ノ区分ニ依リ其ノ最		
	強速力が同表ニ掲グル値以上ノ旅客船ニシテ水中翼船ニ該当セザルモノ		
	ヲ謂フ以下同ジ)ノ客席ハ寝台、座席及立席ト為スコトヲ得ズ		
	総トン数 最強速力		
	20 トン以上 50 トン未満 25 ノット		
	50 トン以上 100 トン未満 30 ノット		
	100 トン以上 800 トン未満 35 ノット		
第98条	寝台ハ長サ180センチメートル以上幅60センチメートル以上ノモ		(寝台の規格)
	ノトシ左ノ各号ノ規定ニ依リ配置スベシ		98.1(a) 寝台の上面は、マット又は畳の上面とし、寝具は考慮しないこと。
	1 床面ヨリ寝台ノ上面迄ノ高サハ30センチメートル以上ト為スベシ		(b) 寝台は、側面から他の者を乗り越えることなく出入口に達するよ
	2 寝台上ニハ其ノ上面ヨリノ高サ75センチメートル以上ノ空間ヲ存		う配置されていること。(図 98.1<1>参照)
	スペシ		HA LI
	3 寝台ノ少クトモ1側ハ出入口ニ通ズル空所又ハ通路ニ直接面スルコ		60
	トヲ要ス		-∞-[T]
	2 坐席ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ配置スベシ		†B B
	1 床面ヨリ坐席ノ上面迄ノ高サハ10センチメートル以上ト為スベシ 但シ通路ヲ設ケザル旅客室ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ		[
	2 坐席上二八高サ170センチメートル以上ノ空間ヲ存スベシ但シ管		図 98.1<1>
	2 全席エーハーリー 170ピンテノ・トル以上ノ空间ノ行へ、フロン目 海官庁ニ於テ差支ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ		(座席の規格)
	3 通路ヨリ着席箇所ニ至ル距離ガ3.7メートル以内トナル様為スベ		98.2(a) 座席の上面は、畳、じゅうたんその他固定の敷物の上面とするこ
	シ		と。
	4 浸水ニ依リ浮上セザル様成ルベク固定スベシ		(b) クリア・ハイトを 170cm 未満とすることができるのは、例 え
	3 椅子席ハ奥行40センチメートル以上ノ腰掛、適当ナル背当及肘掛ヨ		ば、次のような場合とする。

リ成ルモノト為シ且左ノ各号ノ規定ニ依リ配置スベシ但シ航行予定時間 3時間未満ノ航路ニ於テ搭載スル旅客ヲ収容スル椅子席ニ付テハ管海官 庁ノ適当ト認ムル所ニ依ル

- 1 腰掛ノ前面ニハ距離30センチメートル以上ニ至ル迄ノ空間ヲ存スベシ
- 2 通路ヨリ着席箇所ニ至ル距離ガ2メートル以内トナリ様為スベシ
- 3 船舶ノ傾斜ニ依リ移動セザル様為スベシ
- 4 水中翼船ノ椅子席ニハ前項ニ規定スルモノノ外衝撃ヲ受ケタル場合ニ 於テ拘束力ヲ保持スルベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備ヅ ベシ
- 5 高速旅客船ノ椅子席ニハ第 3 項ニ規定スルモノノ外衝撃ヲ受ケタル場 合ニ於テ旅客ガ椅子席ノ前方ニ移動スル事ヲ防止スル為ノベルトニシテ 管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備フベシ

- (1) 救命胴衣格納箱、通風ダクトその他部分的な障害 物のある部分
- (2) 高さを 180cm 未満に緩和された旅客室のすべての部分。この 場合において、クリア・ハイトは、できる限り大きくすること。
- (3) 船尾斜曲の場所のように座席面積を広げるために一部の床を持ち上げた場合(図 98.2<1>参照)。この場合においては、次に掲げるところによること。また、クリア・ハイトを 170cm 未満とした当該座席の部分のいずれの部分についても、クリア・ハイトが 170cm 以上の部分から、軽減された高さの 2 倍の距離以内であること。
- (i) 座席上のクリア・ハイトは、1.3m以上であること。
- (ii) 定員は、各段独立に計算すること。
- (iii) 長さ又は幅 60cm 未満の部分は、座席となつていないこと。

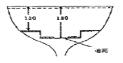


図 98.2<1>

(椅子席の規格)

98.3(a) 椅子席の寸法の測り方については、図 98.3<1>によること。

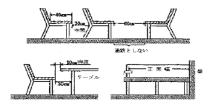


図 98.3<1>

- (b) 長椅子には、両端にひじ掛があればよい。また、壁面と接する部分にはひじ掛を要しない。
- (c) 傾斜により移動しないためには、上方に引抜き可能なような取付けであっても差し支えない。

(水中翼船の椅子席のシートベルト)

- 98.4(a) 「衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ拘束力ヲ保持スルベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノ」とは、以下の要件のいずれも満足するベルトとし、不明な場合については本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。
 - (1) 緊急ロック式巻取装置を備えたベルト又は一動作で迅速に締付ができるベルト。
 - (2) 当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動する事を防止するためのベルト。いわゆる2点式ベルト。

又は、当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを 防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するためのベルト。いわゆる3点式ベルト。

- (3) 自働車又は航空機での使用を想定して製造されたものである
- 98.5(a) 「衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ旅客ガ椅子席ノ前方ニ移動スル事ヲ 防止スル為ノベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノ」とは、 以下の要件のいずれも満足するベルトとし、不明な場合について は本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。
 - (1) 当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止するためのベルト。いわゆる2点式ベルト。

又は、当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するためのべ

		ルト。いわゆる3点式ベルト。
		(2) 自働車又は航空機での使用を想定して製造されたものである
第99条	旅客室ニハ採光通風ノ為相当ノ窓ヲ設クベシ但シ管海官庁ニ於テ照明	こと。
31 3 3 X	装置及通風装置ヲ考慮シテ差支ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ	
第100条	旅客室ニハ出入口ヲ設クベシ 2 定員13人以上ノ旅客室ニ設クル出入口ハ2箇以上ト為シ且之ヲ左ノ 各号ノ規定ニ依リ配置スベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムルトキ ハ此ノ限ニ在ラズ 1 可能ナル限リ離レタル箇所ニ配置スベシ 2 出入口ノ全テヲ何レカ片方ノ舷ノ暴露部ニ設クルコトヲ得ズ 3 旅客室ノ通常使用スル出入口ハ左ノ各号ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス 1 幅(2箇以上設クル場合ニ在リテハ其ノ合計幅)ハ当該旅客室ノ定員1人ニ付1センチメートルノ割合ニ依ル幅以上ト為スベシ此ノ場合ニ於テ如何ナル出入口モ其ノ幅60センチメートル未満ト為スコトヲ得ズ 2 雨浪ノ直接侵入セザル配置又ハ装置ト為スベシ	(旅客室の出入口) 100.1(a) 出入口の内側は旅客室内の通路に直接通じ(通路のない旅客室を除く。)、外側は原則として廊下、露天場所等に直接通じていること。 (b) 出入口が他の旅客室のみに通じているものは、火災(煙を含む。の発生の際の脱出見地から好ましい配置ではない。やむを得ない場合は、定員 13 人未満の旅客室であっても他の場所に通じる非常出入口をできる限り設けるよう指導すること。 (c) 甲板等に設ける旅客室(図 100.1<1>の a)において、階段を上りつめた場所に普通の出入口がない場合は、階段の上端幅(b)を出入口とみなす。したがって、その幅は、階段の幅と一致する。この場合においては、上下室共通の出入口(D1 及び D2)の合計幅は、a 室及ても室の定員の合計以上の数に見合うものであること。また、他の類
	4 旅客室ニ左ノ各号ニ適合スル非常出入口ヲ設クルトキハ第2項ノ規定 ノ適用ニ付テハ之ヲ同項ノ箇数ニ算入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ定員 50人未満ノ旅客室ニ設クル非常出入口ニ付テハ管海官庁適当ト認ムル 程度迄第1号及第2号ノ規定ノ適用ヲ斟酌スルコトヲ得 1 幅60センチメートル以上ト為スコト 2 何レノ側ヨリモ1人ニテ容易ニ開キ得ル装置ト為スコト 3 室内ノ旅客ガ常ニ容易ニ認メ得ル様其ノ所在ヲ示スベキ標示ヲ為ス コト	(d) 水中翼船にあっては、旅客の定員が 13 人を超える場合には、できる限り 2 の出入口が設けられていること。ただし、定員が 50 人未満の場合にあっては、うち 1 の出入口を非常口として差し支えない。 図 100.1<1> 図 100.1<1>
		100.2(a) 出入口を 2 とする場合の当該出入口の配置については、図 100.2<1>の(A)及び(B)が最も望ましく、(D)が最も望ましくない。 また、(C)はこれらの中間である。
		図 100.2<1> (b) 出入口を 1 個のみとすることを認める場合(水中翼船にあっては、やむを得ない場合を除いて認めないこと。)にあっては、次の(1) 又は(2)に掲げる事項を条件とすること。 (1) 出入口が次に掲げる配置であること。 (i) 出入口は、船体中心線上船首尾方向に配置されていること。 (ii) 出入口の外が火煙で閉塞されるおそれのない配置であること。このためには、売店等が設置されておらず、また、木材の使用が極力制限されていること。 (iii) 出入口を出た者が直ちに左右いずれの舷にも達し得るように配置されていること。 (iv) 旅客室内の各場所から出入口までの距離は、7m 未満である
		こと。 (2) 旅客室が次の船舶に設けられていること。 (i) 国際航海に従事する旅客船 (ii) 長さ 79m 以上のカーフェリーであつて、区画可浸要件として2 区画可浸要件を満足しており、公室等の内部及びその入口付近に適当な防火対策(少なくとも船舶防火構造規則第 3 章の規定に適合すること。)が講じられたものであること。

		(ii) その他、区画可浸要件及び防火対策を考慮して、(i)又は (i)と同等以上であると認められるもの。 100.3(a) 出入口の幅は、戸を備える場合は戸を完全に開放した場合の最も狭い空間の幅とすること。 (b) 直接雨浪の浸入しない装置又は配置とは、次に掲げる場合をいう。 (1) 出入口が船楼、甲板室等の中に開く場合(ドアはなくても差し支えない。) (2) コンパニオンを備える場合 (3) 開放場所に関く出入口の外部上方にボート・デッキその他の甲板又は適当なひさしの役を果すものがかぶさっている場合 (4) 出入口上端から 45で見いた線の範囲内に客席を設けない場合(図 100.3<1> 転り、ただし、この配置は、望ましくはないため、やむを得ない場合に限ること。
		う。 (1) 出入口が船楼、甲板室等の中に開く場合(ドアはなくても差し
		(2) コンパニオンを備える場合(3) 開放場所に開く出入口の外部上方にボート・デッキその他の甲板又は適当なひさしの役を果すものがかぶさっている場合(4) 出入口上端から 45°に引いた線の範囲内に客席を設けない場合(図 100.3<1>参照)。ただし、この配置は、望ましくはないため、
		京·四 (5) 以下 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)
		100.4(a) 定員 50 人未満の旅客室(水中翼船に設けられている旅客室を除く。)については、やむを得ない場合には、非常出入口として、次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものを設けることとして差し支
		(1) 高さ 75cm×幅 60cm 以上の開閉窓(容易に脱出できる位置にあること。)
		(2) ハッチを有する寸法 50cm×50cm 以上の脱出口(階段を有し容易に脱出できること。)
第100条 ノ2	前条ノ出入口ガ床面ヨリ相当高位ニ設ケラルル旅客室ニハ当該出入口ニ通ズル階段ヲ左ノ各号ノ規定ニ依リ備フベシ但シ非常出入口ニ備フル階段ニ付テハ管海官庁適当ト認ムル程度迄第3号及第4号ノ規定ノ適用ヲ斟酌スルコトヲ得1 幅ハ当該出入口ノ幅以上ト為スベシ2 成ルベク船舶ノ前後ノ方向ニ配置スベシ3 甲板ト45度以内ノ角度ニ据附クベシ	(階段) 100-2.1(a) 旅客室床面と脱出甲板の高さが 60cm 未満の場合には、本条の規定は適用しない。したがって、階段の傾斜は、45°以上として差し支えない。 (b) 階段上端の踊場の脱出方向の距離(d)は、階段の幅以上 2.4m 以下であること。明確な踊場のない場合(図 100-2.1<1>)にあっては、階段の幅でこの距離にわたる部分が客席となっていないこと。
	4 柵欄ヲ附シ且後面ニ板ヲ張ルベシ 2 回リ階段其ノ他昇降シ難キ階段又ハ上部若ハ下部ノ附近ニ障害物アル 階段ニ付前項第1号ノ規定ヲ適用スルニ当リテハ管海官庁ノ適当ト認ム ル実際ヨリ狭キ幅ヲ以テ同号ノ幅ト看做ス 3 第1項ノ規定ニ拘ラズ定員50人未満ノ旅客室ニ設クル非常出入口ニ 付テハ管海官庁ノ見込ニ依リ梯子ヲ以テ階段ニ代用スルコトヲ得	
		図 100-2.1<1> (c) 階段幅(b)は、ハンド・レールの内側を測ること。(図 100-2.1<2> 参照)
		図 100-2.1<2> (d) 階段囲壁には、柵欄に代えてストーム・レールを適当な高さに設けることとして差し支えない。この場合において、その壁面からの突出は、8cm 以上であること。(図 100-2.1<3>参照) (e) 幅 2m 以上の階段には、中央部に手すりが設けられて いること。

## 10.1 を			
場合・			図 100-2.1<3> 100-2.3(a) 100.4(a)(2)の脱出口については、はしごを階段に代用することとして差し支えない。
第102条 第103条 第96条第2項=掲グル甲、乙又ハ丁区域=付左=掲グル荒天季節= 於テ甲板旅客ヲ搭載スルトキハ甲板旅客逃避ノ為甲板旅客1人=対シ甲 板面積1.1平方メートル容積2.05立方メートルノ割合ノ遮敵場所 ヲ甲板室内、船楼内又ハ甲板間=備フベシ但シ甲板旅客ヲ搭載スル部分 ノ天幕ヲ二重ト為ストキハ管海官庁ノ見込ニ依り之ヲ備ヘザルモ妨ナシ 1 甲区域 4月16日ヨリ10月31日迄 2 乙区域 5月1日ヨリ8月31日迄 3 丁区域 6月1日ヨリ8月31日迄 3 丁区域 6月1日ヨリ10月14日迄 第104条 第20条件 第104条 第104条 第20条件 第30条件 第40条件	第101条	風管ヲ旅客甲板毎ニ各別ニ設ケ其ノ截面積ハ旅客定員1人ニ付出ロ入口トモ各16平方センチメートルノ割合ヲ以テ之ヲ定ムベシ但シ機関室ノ両側ニ於ケル雑居客室ニ於テハ通風管ノ截面積ハ21平方センチメートルノ割合ト為スベシ 2 屈曲セル通風管ヲ用ウルトキハ其ノ截面ヲ屈曲ノ度ニ応ジ各屈曲ニ対シ前項ノ截面ノ100分ノ5乃至10ヲ増スベシ又屈折セル通風管ヲ用ウルトキハ其ノ截面ヲ各屈折ニ対シ屈折ノ度ニ応ジ100分ノ16乃至36ヲ増スベシ 3 船楼内又ハ甲板室内ニ在ル上甲板ロヲ通ジ雑居客室ニ通風シ得ル場合、機械的通風ノ装置アル場合、雑居客室内ノ容積ニ余剰アル場合又ハ雑居客室ト他室トノ空気ノ流通シ得ル場合ニ於テハ管海官庁ノ見込ニ依	101.2(a) 屈曲又は屈折した通風管の断面増加率は、各屈曲又は屈折に対し表 101.2<1> 屈曲又は屈折の角度 屈曲通風管 屈折通風管 30°以上 60°未満 5/100 16/100 60°以上 90°未満 10/100 36/100 (b) 屈曲内半径(r)が通風管の径(d)より小さいときは、屈折したものとして取り扱うこと。(図 101.2<1>参照)
第103条 第96条第2項=掲グル甲、乙又ハ丁区域=付左=掲グル荒天季節=			ار ۲ _۰
シ但シ沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ在リテハ管海官庁ノ見込ニ依 リ舷墻若ハ柵欄ノ高サヲ減ズルカ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ニ代用スルコト ヲ得 法律」(昭和 63 年法律第 99 号)第 2 条第 2 項の遊漁船をい し、同法施行前にあっては、船舶検査証書の記載事項、操 を勘案し、判断すること。	第103条	第96条第2項ニ掲グル甲、乙又ハ丁区域ニ付左ニ掲グル荒天季節ニ 於テ甲板旅客ヲ搭載スルトキハ甲板旅客逃避ノ為甲板旅客1人ニ対シ甲 板面積1.1平方メートル容積2.05立方メートルノ割合ノ遮蔽場所 ヲ甲板室内、船楼内又ハ甲板間ニ備フベシ但シ甲板旅客ヲ搭載スル部分 ノ天幕ヲ二重ト為ストキハ管海官庁ノ見込ニ依リ之ヲ備ヘザルモ妨ナシ 1 甲区域 4月16日ヨリ10月31日迄 2 乙区域 5月1日ヨリ8月31日迄 3 丁区域 6月1日ヨリ10月14日迄	103.0(a) 甲板室内、船楼内又は甲板間の場所であって、総トン数に算入されない場所は、甲板客室に対する遮蔽場所に充当して差し支えない。 (b) 次の区域又は航路において甲板旅客を運送する場合、甲板客室を搭載する部分の天幕が二重となっているときは、遮蔽場所が備えられていなくても差し支えない。 (1) 甲区域 (2) 乙区域 (3) 丁区域のうち、黄海及び渤海並びにスワトウ(汕頭、中国広東省)香港間の航路
二帆布若ハ網ヲ取附クルカ又ハ管海官庁ニ於テ安全ト認ムル他ノ装置ヲ 為ストキハ此ノ限ニ在ラズ 3 業トシテ遊漁(旅客ガ釣リ等ニ依リ魚類其ノ他ノ水産動植物ヲ採捕ス ルコトヲ謂フ)ニ従事スル船舶(旅客船ヲ除ク)ニ於テハ手摺ノ設置等 ノ旅客ノ転落ヲ防止スル適当ノ措置ヲ講ズベシ 第105条 旅客船ニハ適当ノ乗降船設備ヲ備フベシ但シ沿海以下ノ航行区域ヲ有		シ但シ沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ在リテハ管海官庁ノ見込ニ依 リ舷墻若ハ柵欄ノ高サヲ減ズルカ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ニ代用スルコト ヲ得 2 柵欄ノ横棒ハ其ノ間隔23センチメートルヲ超ユルコトヲ得ズ但シ之 ニ帆布若ハ網ヲ取附クルカ又ハ管海官庁ニ於テ安全ト認ムル他ノ装置ヲ 為ストキハ此ノ限ニ在ラズ 3 業トシテ遊漁(旅客ガ釣リ等ニ依リ魚類其ノ他ノ水産動植物ヲ採捕ス ルコトヲ謂フ)ニ従事スル船舶(旅客船ヲ除ク)ニ於テハ手摺ノ設置等 ノ旅客ノ転落ヲ防止スル適当ノ措置ヲ講ズベシ 旅客船ニハ適当ノ乗降船設備ヲ備フベシ但シ沿海以下ノ航行区域ヲ有	法律」(昭和 63 年法律第 99 号)第 2 条第 2 項の遊漁船をいう。ただ し、同法施行前にあっては、船舶検査証書の記載事項、操業実態等

		F2613、F2621、F2623等)に適合する乗降船設備とする。 (b) 「必要ナシト認ムルトキ」とは、次のいずれかの場合とする。 (1) 乾舷が小さく、かつ、ボーディングランプ等を有している船舶であって、当該ボーディングランプ等により安全に乗降を行うことができる場合 (2) 出入港が特定している船舶で、当該港に適当な乗降船設備を常備している場合
第106条	熱帯地方ヲ航行スル船舶ニハ旅客及船員ニ対スル適当ノ防熱設備ヲ為 スベシ	
第107条	第79条第2項各号ニ掲グル旅客ヲ搭載スル場所ニハ其ノ見易キ場所 ニ客席ノ種類及定員ヲ表示シ且天幕ヲ設備スベシ	
第108条	削除	